令和3年度

監査の概要

新潟市監査委員事務局

目 次

| Ι | 監査の概要 | |
|---|--|----|
| 1 | . 監査委員とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 2. 新潟市の監査委員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 3 | 3. 監査等の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 4 | 監査の基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 5 | 5. 監査結果の処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| 6 | 3. 監査結果に基づく市長等の措置 ・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| 7 | 7. 監査の流れ(定期監査) ・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| Π | 令和3年度 監査等の結果 | |
| 1 | . 定期監査(財務等監査・行政監査、工事監査) ・・・・・・・ | 7 |
| 2 | 2. 財政援助団体等監査 •••••••••••••••••••••••••••••••••••• | 13 |
| 3 | 3. 令和2年度 決算審査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 16 |
| 4 | . 令和2年度 内部統制評価報告書審査 ・・・・・・・・・・・ | 29 |
| 5 | 5. 令和2年度 基金運用状況審査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 32 |
| 6 | 3. 令和2年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査 ・・・・・・・ | 33 |
| 7 | 7. 例月現金出納検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |
| 8 | 3. 住民監査請求に基づく監査 ・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |
| S |). 請求等に基づく監査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 36 |
| 1 | O. 包括外部監査 ••••••••••••• | 36 |
| Ш | 参考 | |
| 1 | . 関係法令・例規 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 37 |
| 2 | 2. 用語の解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 38 |

I 監査の概要

1. 監査委員とは

監査委員は、地方自治法に基づいて設置される、地方公共団体の長から独立 した独任制⁽¹⁾の執行機関です。

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正に行われているかを公正不偏の立場から監査し、公正で効率的な市政運営の確保に資することを職務としています。

2. 新潟市の監査委員

監査委員は、行政運営に関し識見を有する者及び市議会議員のうちから市長が市議会の同意を得て選任します(地自法 196)。

監査委員の任期は、識見の監査委員は 4 年、議選の監査委員は議員の任期によります(地自法 197)。

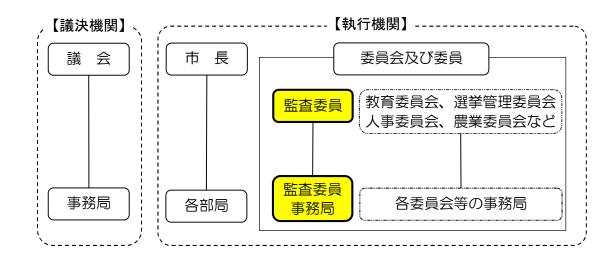
本市の監査委員は次の4名です。

| × | 分 | 氏 名 | 就任年月日 | 備考 |
|--------------|-----|--------|-----------|--------|
| ※日禾呂 | 常勤 | 古俣 誉浩 | 令和4年4月1日 | 代表監査委員 |
| 識見委員 | 非常勤 | 伊藤 秀夫 | 令和3年10月1日 | 弁護士 |
| 建始 未吕 | 非常勤 | 五十嵐 完二 | 令和3年5月22日 | 市議会議員 |
| 議選委員 | 非常勤 | 串田 修平 | 令和3年5月22日 | 市議会議員 |

(令和4年4月現在)

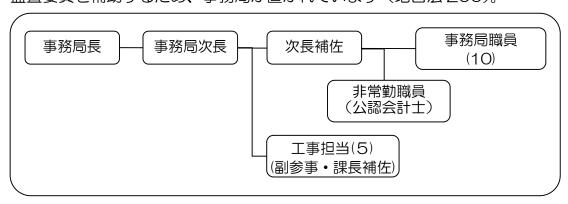
(1) 監査委員の位置づけ

監査委員は、教育委員会や選挙管理委員会、人事委員会と同様に、地方公共団体に法律で設置が義務付けられた執行機関です(地自法 180 の 5 I)。



(2) 監査委員事務局について

監査委員を補助するため、事務局が置かれています(地自法 200)。



注):表中の()内の数字は職員数。ただし数字がない場合は1名

【所管事務】

- ・定期監査等監査に関すること
- ・出納検査に関すること
- ・決算審査等に関すること
- ・内部統制評価報告書審査に関すること
- ・健全化判断比率等審査に関すること
- ・外部監査人の監査に関すること

3. 監査等の種類

監査委員は、公正不偏の立場から、市の事務が住民の福祉の増進に努め、最 少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているか に留意して、各種の監査や審査、検査を行っています。

監査等の種類は、次のようなものがあります。

(1) 定期的に行う監査等

| 種別 | 概 要 | 関係法令等 |
|-----------|-------------------|--------------|
| 定期監査 | 市の財務に関する事務の執行、経営に | 地自法 199 Ⅰ,Ⅳ |
| (財務等監査) | 係る事業の管理についての監査 | |
| (工事監査) | 市の建設事業に係る設計、積算や施工 | |
| | 等についての技術面からの監査 | |
| 決算審査 | 市長から提出された一般会計、特別会 | 地自法 233 I |
| | 計及び公営企業会計(水道事業会計、 | 地公企法 30 I |
| | 下水道事業会計、病院事業会計)の決 | |
| | 算書等に基づく決算の審査 | |
| 内部統制評価報告書 | 市長から提出された内部統制評価報告 | 地自法 150V |
| 審査 | 書の審査 | |
| 基金運用状況審査 | 市長から提出された基金(定額運用基 | 地自法 241 V |
| | 金)の運用状況調書の審査 | |
| 健全化判断比率• | 市長から提出された健全化判断比率及 | 地公財健法3 [,22 |
| 資金不足比率の審査 | び資金不足比率算定の審査 | I |
| 例月現金出納検査 | 現金の出納について、毎月例日を定め | 地自法 235 の2 I |
| | て行う検査 | |

(2) 必要時に行う監査

| 種別 | 概要 | 関係法令 |
|-----------|-------------------|-----------|
| 行政監査 | 市の事務の執行が、合理的、効率的に | 地自法 199 Ⅱ |
| | 行われているか、法令等に従って適正 | |
| | に行われているかについての監査 | |
| 財政援助団体等監査 | 市が財政的援助を与えている団体等の | 地自法 199Ⅷ |
| | 出納、その他の事務の執行で、当該財 | |
| | 政的援助に係るものについての監査 | |
| 随時監査 | 定期監査のほか、必要に応じて行う、 | 地自法 199 V |
| | 財務に関する事務の執行、経営に係る | |
| | 事業の管理についての監査 | |

(3) 市民等の請求・要求により行う監査

| 種別 | 概要 | 関係法令 |
|-----------|------------------|---------|
| 住民監査請求に基づ | 市民からの監査請求により行う監査 | 地自法 242 |
| く監査 | | |

[※]その他、住民の直接請求に基づく事務の執行に関する監査、市長からの要求監査、 議会からの請求監査等があります。

(4) 外部監査人による監査

| 種別 | 概 要 | 関係法令 |
|--------|-------------------|--------------|
| 包括外部監査 | 監査委員による監査とは別に、外部監 | 地自法 252 の 37 |
| | 査人が、自治体の財務事務や財政援助 | |
| | を行っているものについて、テーマを | |
| | 決めて行う監査 | |

4. 監査の基準

前記の各種監査は「新潟市監査委員監査基準」に基づいて実施しています。 以下はその主な内容の抜粋です。

- 新潟市監査委員監査基準は、地方自治法 198条の3第1項に規定する監査基準であり、本基準に従って監査、検査及び審査並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施する。(基準2)
- 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスクを識別し、そのリスクの 内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。 そのリスクの内容及び程度の検討にあたっては、必要に応じて内部統制の整備及 び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断する。(基準7)
- 監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性も考慮するものとする。(基準15 II)
 - ・合規性 … 法令等に従って適正に処理されているか
 - •経済性 … より少ない経費で、同様の効果が得られないか

- ・効率性 … 同じ経費で、より大きな効果が得られないか
- 有効性 … 事務事業が所期の目的を達成し、効果を上げているか
- 監査委員は、監査結果に係る報告の内容、報告に添える意見の内容、報告に係る勧告の内容などについて、監査委員全員の連名で速やかに公表するものとする。 (基準 23)

5. 監査結果の処理

監査により検出された事項は、概ね以下の 6 つの処理区分に整理します。このうち「勧告」、「指摘事項」、「意見」に該当する事項については、監査結果を 公表し措置を求めます。

- ① 勧 告 指摘事項に該当する事項のうち、特に措置を講する必要があると認める場合、又は監査結果で指摘事項として報告したものについて、特に措置を講する必要があると認める場合(地自法 199XI)
- ② 指摘事項 法令等に違反し、又は不当と認められるもので、その程度が著しい 又は重大であり、是正若しくは改善を求める事項(地自法 199IX)
- ③ 注意事項 法令等に違反し、又は不当と認められるもので、是正若しくは改善を求める事項、及びその他特に注意する事項
- ④ 指導事項 法令等に違反し、又は不当と認められるもので、是正若しくは改善を求める事項のうち軽易なもの、及びその他特に指導する事項
- ⑤ 現状確認 検出事項のうち、その後の進捗や結果について次回監査で確認する もの
- ⑥ 意 見 組織及び運営の合理化に資するために示す見解で、監査委員の見解 として公表するもの(地自法 199X)

6. 監査結果に基づく市長等の措置

監査結果に基づき、市長等の関係機関が改善等の措置を講じたときは、監査 委員にその内容を通知するとされています。

監査委員では、実施した監査の実効性を確保するため、監査の実施後、措置の実施状況を確認しており、「勧告」「指摘事項」「意見」に該当した事項の措置内容を公表しています(地自法 199XIV、XV)。

7. 監査の流れ(定期監査)

監查対象所属 監查委員(事務局) 年間監査計画の決定 計 (※1) 監査概要調書 当期監査実施計画の決定 画 対象所属の事務に係るリスク、財産、 予算等の執行状況等を記載したもの 監査実施通知 監査概要調書(※1)の作成 監查概要調書(※1)作成依頼 (※2) リスクアプローチ調書 監査手続をリスクアプローチに基づ リスクアプローチ調書(※2) き実施するための調書で、監査過程と の作成、事務局内検討 結果を記録する 監査委員・所属長ヒアリング 所属長による説明 実 監査書類の調査 施 監査 書面審查、説明聴取、現地監查 (※3)講評 監査結果(案)の作成 監査結果(案)の処理区分が「勧告」 「指摘事項」「意見」に該当する事項 について、所管部・区長から見解を聴 監査結果(案)の審議 講評(※3) 該当部・区長による見解説明 決 監査結果の決定(合議) 定 監査結果の提出・公表 ① 市長・議長へ提出 ② 市公報・HP で公表 改善措置を求める通知 改善・再発防止措置の実施 措置状況の受領・公表 改善・再発防止措置状況の報告 (市公報・HP で公表)

Ⅱ 令和3年度 監査等の結果

掲載している監査等の結果の全文はホームページからご覧になれます。 「令和3年度監査結果 新潟市」で検索してください。

(https://www.city.niigata.lg.jp/smph/shisei/kansa/kansa/R3kansakekka.html)

1. 定期監查 (財務等監查・行政監查、工事監查)

(1) 財務等監查•行政監查

財務等監査は、市の財務に関する事務の執行と、公営企業の経営に係る事業 全般を対象に実施する、最も基本的な監査です。予算の執行等が法令等に基づ き適正に行われているかをはじめ、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し て実施しています。

また、財務等監査の実施時に併せて行政監査も実施しており、財務以外の事務全般についても、その執行が適正に行われているか監査しています。

年間3期、原則として部・区単位に監査を行っており、概ね3年間で全ての所属を一巡しています。

● 監査の着眼点(各期共通)

- ① 重点調査項目
 - 契約に係る入札手続は適正か
- ② 事務事業全般
 - 事務事業の執行において経済性、効率性、有効性に問題はないか
 - 事業目的に沿って適切に業務が行われているか
 - 事業目的は達成されているか
- ③ 収入事務
 - 収入に係る手続及び時期は適正か。
- ④ 支出事務
 - ・違法、不当または不経済な支出はないか。
- ⑤ 契約事務
 - 契約に係る手続及び契約内容は適正か。

⑥ 財産管理事務

・公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

⑦ その他

・各班で監査対象課別に固有リスクを識別・評価し、発生頻度・影響度が大きい 項目を重要リスクとして捉え、そこから着眼点を導出する。

● 令和3年度第1期(財務等監査・行政監査)

| 項 | Ħ | 概 要 |
|------|----|----------------------------------|
| 監査対象 | | 東区役所、総務部、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局及び各業 |
| | | 務の関係部署 |
| 監査範 | 囲 | 令和2年4月~令和3年1月末までの財務等に関する事務(一部過年 |
| | | 度分を含む。) |
| 実施時 | 期 | 令和3年2月12日~令和3年7月2日 |
| 監打 | 指摘 | ・東区プラザ使用料の算定方法を誤り、長年に渡って過大に徴収して |
| 查 | 事項 | いたもの(東区役所地域課・東区役所総務課) |
| 結 | 主意 | 【37件】 |
| 果 | 事項 | アー収入事務2件 |
| | | • 督促状の未発送 等 |
| | | イ 現金取扱事務3件 |
| | | ・ 金庫の鍵の管理不徹底、郵便切手の管理不徹底 等 |
| | | ウ 支出事務 11 件 |
| | | ・週休日の振替誤り、時間外勤務手当の支給誤り 等 |
| | | 工 契約事務 11 件 |
| | | • 契約書の作成誤り、再委託承認の手続漏れ 等 |
| | | 才財産管理事務6件 |
| | | • 使用料等の算定誤り、使用料等の事務手続誤り 等 |
| | | 力 内部統制 4 件 |
| | | • 整備上の不備の発生(マニュアルの未整備) |
| | | • 運用上の不備の発生(支給誤り) |

● 令和3年度 第2期(財務等監查・行政監查)

| 項目 | 概 要 |
|------|----------------------------------|
| 監査対象 | 市民生活部、都市政策部、建築部、土木部、消防局及び各業務の関係部 |
| | 署 |
| 監査範囲 | 令和2年4月~令和3年5月末までの財務等に関する事務(一部過年 |
| | 度分を含む。) |
| 実施時期 | 令和3年8月13日~令和3年12月23日 |

| 監 | 指摘 | ・補助金の対象要件審査が適正に行われていないもの(建築部住環境政 |
|---|----|----------------------------------|
| 查 | 事項 | 策課) |
| 結 | 注意 | 【26件】 |
| 果 | 事項 | ア 現金取扱事務 1 件 |
| | | • タクシーチケットの管理不徹底 |
| | | イ 支出事務8件 |
| | | ・休憩時間の未取得、支払い遅延 等 |
| | | ウ 契約事務9件 |
| | | ・ 専決区分誤り、契約書の記載誤り、委託業務における履行確認 |
| | | 漏れ等 |
| | | エ 補助金・負担金に関すること 2 件 |
| | | ・ 専決区分誤り 等 |
| | | 才 財産管理事務 5 件 |
| | | ・契約書の記載誤り、行政財産使用承認の手続漏れ 等 |
| | | カ その他 1 件 |
| | | ・公印印影の不適切な取り扱い 等 |
| | 意見 | • 資材等市況価格調査業務におけるリスクについて(都市政策部技術 |
| | | 管理課) |

● 令和3年度 第3期(財務等監查・行政監查)

| 項 | B | 概 要 |
|------|----|----------------------------------|
| 監査対象 | | 秋葉区役所、西区役所、経済部及び各業務の関係部署 |
| 監査軍 | 色田 | 令和3年4月~令和3年10月末までの財務等に関する事務(一部過 |
| | | 年度分を含む。) |
| 実施時期 | | 令和3年11月14日~令和4年3月30日 |
| 監 | 指摘 | ・建設工事の前金払において、支払いが長期間にわたり遅延したもの |
| 查 | 事項 | (西区役所建設課) |
| 結 | | ・委託料の支出において、会計年度を跨いだ上、支払いが長期間にわた |
| 果 | | り遅延したもの(西区役所建設課) |

| 注意 | 【42件】 |
|----|---------------------------------|
| 事項 | ア 収入事務 11 件 |
| | • 督促状の未発送、調定額の誤り 等 |
| | イ 現金取扱事務4件 |
| | ・ 手書き納付書の連番管理の未徹底、窓口収納金の不一致 等 |
| | ウ・支出事務8件 |
| | ・支払額の誤り、週休日の振替誤り、時間外勤務手当の支給誤り 等 |
| | 工 契約事務7件 |
| | • 再委託承認の手続漏れ、入札関係書類の不備 等 |
| | 才 指定管理事務 2 件 |
| | • 指定管理料の支払遅延、再委託承認の手続漏れ |
| | 力 補助金・負担金 1 件 |
| | ・補助金交付決定通知額の誤り |
| | キー財産管理事務9件 |
| | • 使用料等の算定誤り、行政財産使用許可の未実施・遅延 等 |
| 意見 | ・組織として財務事務の重要性に対する認識が欠如していたことにつ |
| | いて(西区役所建設課) |

(2) 工事監査

工事監査は、設計積算、契約、施工など工事に関連した事項全般について、 主として技術面から適正に行われているかを監査するものです。

工事の執行に関して、財務等監査と同様に経済性などに留意するとともに、

工事及び施設の安全性や維持管理の容易性にも配慮して実施しています。

令和3年度からは建築工事、土木工事とも2年で一巡するよう、工事を所管又は工事に関係する所属を対象に、年間2期の監査を実施しています。

● 監査の着眼点(各期共通)

- ① 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適正に行われているか。
- ② 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- ③ 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- ④ 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続で行われているか。また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- ⑤ 工事請負契約は適正に行われているか。
- ⑥ 関係機関との調整は適切に行われているか。
- ⑦ 工程管理、安全管理は適切に行われているか。
- ⑧ 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- ⑨ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

● 令和3年度第1期(工事監査)

| 項目 | 概要 |
|------|-------------------------------------|
| 監査対象 | 都市政策部(新潟駅周辺整備事務所)、土木部(東部地域土木事務所、 |
| | 西部地域土木事務所)、東区役所(建設課)、秋葉区役所(産業振興課、 |
| | 建設課)、西区役所(建設課)、監査実施工事の関係部署 |
| 監査範囲 | ①都市政策部 新潟駅周辺整備事務所 |
| | • 令和元年度に契約した当初設計金額 1,000 万円を超える工事 |
| | ②土木部 東部地域土木事務所、西部地域土木事務所 |
| | • 令和 2 年度に契約した当初設計金額 1,000 万円を超える工事 |
| | ③東区役所、秋葉区役所、西区役所 |
| | ・ 令和 2 年度に契約した当初設計金額 250 万円を超える工事 |
| 実施時期 | 令和3年3月15日~令和3年10月28日 |

| 監 | 指摘 | 該当なし |
|---|----|--------------------------------|
| 查 | 事項 | |
| 結 | 注意 | ア 設計に関すること |
| 果 | 事項 | ・小型標識に関する仕様や規格・寸法、設置個所を示した図面が |
| | | なかったもの |
| | | イ 積算に関すること |
| | | • 契約保証に係る一般管理費の補正を誤っていたもの |
| | | ウ 施工に関すること |
| | | • 河川法の変更許可を受けていなかったもの |
| | | エ 監理に関すること |
| | | • 設計変更や工期変更等に関し、工事打合簿での協議を怠ってい |
| | | たもの |
| | | • 週休2日取得モデル工事実施要領の運用を誤っていたもの |
| | | • 建設現場に設置する「快適トイレ」の試行実施要領の運用を誤 |
| | | っていたもの |

● 令和3年度 第2期(工事監査)

| 項 E | 3 | 概 要 | | | | | | |
|------|----|-----------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 監査対象 | 象 | 建築部(公共建築第1課)、下水道部(東部地域下水道事務所、西部地 | | | | | | |
| | | 域下水道事務所、下水道管理センター維持管理課・施設管理課)、監査 | | | | | | |
| | | 実施工事の関係部署 | | | | | | |
| 監査範囲 | 井 | 令和 2 年度に契約した当初設計金額 1,000 万円を超える工事 | | | | | | |
| | | (なお、必要があると認める場合は延長または過年度遡及する) | | | | | | |
| 実施時期 | 期 | 令和3年9月13日~令和4年3月22日 | | | | | | |
| 監指 | 摘 | ・建設現場に設置する仮設トイレについて不適切な設計変更を行った | | | | | | |
| 查事 | 項 | もの(建築部公共建築第 1 課) | | | | | | |
| 結注 | È意 | ア 監理に関すること | | | | | | |
| 果事 | 項 | ・設計変更や工法の変更に関し、工事打合簿での協議を怠ってい | | | | | | |
| | | たもの | | | | | | |

2. 財政援助団体等監査

財政援助団体等監査は、市が財政的援助を与えている団体等の出納、その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものについての監査を行います。

なお、財政援助団体等とは、財政援助団体、出資団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者のことをいいます。

● 監査の着眼点(各期共通)

① 対象団体

- ・設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。
- 経営成績及び財政状態は良好か。
- 決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。
- 出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。
- 内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ・自立的な経営を進めるための取組み(自主財源の確保等)はどうなっているか。

② 所管課

- ・対象団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。
- 対象団体と行政の役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。

● 令和3年度 その1(出資団体監査)

| 項 | | 概 要 | | | | | | |
|----|----|------------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 監査 | 対象 | ① 対象団体 公益財団法人 新潟水道サービス(出資団体) | | | | | | |
| | | ② 所管課 新潟市水道局総務部総務課 | | | | | | |
| 対象 | 事務 | 令和2年4月~令和3年3月までに執行された事務事業 | | | | | | |
| 実施 | 時期 | 令和3年7月27日~令和4年1月12日 | | | | | | |
| 監 | 指摘 | ・水道局東庁舎において、財団職員の通勤用自動車の駐車に対しその | | | | | | |
| 查 | 事項 | 使用を許可しておらず、使用料も徴収していなかったもの(所管課) | | | | | | |
| 結 | 注意 | ア 期末手当等にかかる賞与引当金が未計上だったもの(団体) | | | | | | |
| 果 | 事項 | イ 財団の会計規程に定める支出伺によらず予算執行していたもの | | | | | | |
| | | (団体) | | | | | | |
| | 意見 | 財団は、水道局が昭和 45 年に日本海タワーを開設した当初に、その | | | | | | |
| | 概要 | 管理運営を主な目的として設立された。平成 26 年には日本海タワーの | | | | | | |
| | | 閉館に伴い関連する受託業務は終了したが、水道事業の委託化が進むに | | | | | | |

つれ、財団の受託業務も拡充されていった。

水道局からの受託業務が財団の収入の大半を占めている中、令和 4 年度以降、収益全体の半分近くを占める検針業務等が民間企業へ委託され、財団の経営は大きな変化が予想されるが、業務縮小に伴う退職者不補充による人件費の削減により対応していく見込みである。一方で、給水装置調査等や修繕サービスなどの維持管理業務には、本市の水道事業に関する包括的な知識と技術が求められるため、本市の水道事業に関する包括的な知識と技術が求められるため、本市の水道事業に精通している財団が受託することで、直営で実施するよりも経済的に水道局と同水準のサービスを提供できると考えられる。

このように水道事業を取り巻く環境は設立当時から大きく異なり、財団に求められる役割も時代とともに大きく変化している。財団においては、水道局とともに培ってきた知識や技術のみならず、公益財団法人としての高い信頼性を生かし、快適な水道サービスの提供に寄与するため、水道局との連携のもと、時代の要請に応じた財団の役割を果たしていくことを望むものである。

● 令和3年度 その2(出資団体監査)

| 項 | 日 目 | 概要 | | | | | | | |
|----|--------|-----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 块 | | | | | | | | | |
| 監査 | 対象 | ① 対象団体 公益社団法人 新潟市南区農業振興公社(出資団体) | | | | | | | |
| | | ② 所管課 新潟市南区役所産業振興課 | | | | | | | |
| 対象 | 事務 | 令和2年4月~令和3年3月までに執行された事務事業 | | | | | | | |
| 実施 | 時期 | 令和3年12月8日~令和4年3月30日 | | | | | | | |
| 監 | 指摘 | 該当なし | | | | | | | |
| 查 | 事項 | | | | | | | | |
| 結 | 注意 | ア 現金及び切手の管理が不適切だったもの(団体) | | | | | | | |
| 果 | 事項 | イ 財務会計規程に定める収入及び支出の手続によらず予算執行し | | | | | | | |
| | | ていたもの(団体) | | | | | | | |
| | | ウ 会計顧問契約の変更契約が漏れていたもの(団体) | | | | | | | |
| | | エ 再委託の承認申請手続が行われていないもの(団体) | | | | | | | |
| | 意見 | 公社は、平成 16 年に旧白根市における地域農業の持続的発展及び地 | | | | | | | |
| | 概要 | 域の活性化に寄与することを目的として設立され、その後、市町村合併 | | | | | | | |
| | | を経て、平成 21 年から味方及び月潟地域を活動範囲に加えている。 | | | | | | | |
| | | 公社はこれまで本市や農協等と連携して、南区における担い手への農 | | | | | | | |
| | | 地利用集積や人手不足の農家への労働力確保などに積極的に取り組み、 | | | | | | | |
| | | 地域農業の一翼を担ってきた。特に、公社の主要事業の 1 つである農 | | | | | | | |
| | | 作業パート事業については、南区の農家が継続して安定した労働力を確 | | | | | | | |

保するために必要な事業となっている。

一方で、農用地利用対策事業については、農地中間管理事業の推進に 関する法律の一部改正により、公社が契約の主体として実施してきた農 地利用集積円滑化事業が、機構が契約の主体となる農地中間管理事業へ 一本化されたことにより、令和2年4月以降、公社が契約の主体とな る新規賃貸借契約は締結できなくなり、既存の契約は令和11年度をも って満了する。

また、公社の構成団体である新潟みらい農協と越後中央農協を含む5 農協が令和4年4月に広域合併することとなり、これを機に、公社内 部において解散も含めた公社のあり方が検討されたが、結果として、農 協合併に合わせた解散は見送られた。しかし、この広域合併により農協 が県内最大規模となることに加え、担い手不足等は南区のみの課題では ないことを踏まえると、南区という限られた地域を活動範囲としている 公社は、その存在意義を問われかねない。

公社の置かれた状況や果たすべき役割は大きな変化の時期を迎えているが、引き続き地域農業の抱える課題に対応しつつ、公社のあり方についても検討を求めるものである。

3. 令和2年度 決算審査

毎会計年度、会計管理者及び各企業会計管理者が調製した決算について、市長からの審査依頼に基づき決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算執行が適正かつ効率的、効果的に行われているかなどについて審査を行っています。

(1) 一般 • 特別会計

● 審査の主眼

- ① 決算書類は、関係法令に準拠して作成されているか
- ② 決算書類の計数は正確か
- ③ 予算執行は、適正かつ効率的、効果的に行われているか
- ④ 財務に関する事務が法令に準拠して処理されているか。

● 審査の結果

審査に付された各会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成され、かつ、 決算計数は正確であると認めた。予算の執行、財務に関する事務処理は、お おむね適正であると認めた。

● 決算の概要

〇 決算総括表

(単位:千円)

| 区分 | | | 元年度比 | | |
|---------------------|---------|-------------|-------------|-------------|------------|
| | | 計 | 一般会計 | 特別会計 | 増減(計) |
| 歳入決算額 | Α | 730,598,099 | 489,466,481 | 241,131,618 | 91,164,443 |
| 歳出決算額 | В | 722,684,844 | 483,454,703 | 239,230,141 | 89,137,928 |
| 形式収支 ⁽²⁾ | C=A-B | 7,913,255 | 6,011,779 | 1,901,477 | 2,026,515 |
| 繰越すべき財源 | D | 3,008,534 | 3,008,534 | 0 | 2,345,268 |
| 実質収支 ⁽³⁾ | E=C-D | 4,904,721 | 3,003,245 | 1,901,477 | △318,753 |
| 前年度実質収支 | F | 5,223,474 | 3,440,593 | 1,782,882 | △3,040,515 |
| 単年度収支 | G=E-F | △318,753 | △437,348 | 118,595 | 2,721,761 |
| 積立金 | Н | 399 | 214 | 185 | △3,030,795 |
| 積立金取崩し額 | I | 1,065,579 | 1,025,419 | 40,160 | 802,036 |
| 実質単年度収支 | J=G+H-I | △1,383,933 | △1,462,553 | 78,621 | △1,111,070 |

[※]単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

〇 普通会計(4)収支状況

(単位:百万円)

| 区分 |) | 2年度 | 元年度 | 2-元増減 |
|---------------------|--------------|--------|-------|--------|
| 形式収支 ⁽²⁾ | Α | 6,578 | 4,604 | 1,974 |
| 翌年度繰越財源 | В | 3,009 | 663 | 2,346 |
| 実質収支 ⁽³⁾ | C=A-B | 3,570 | 3,941 | △371 |
| 前年度実質収支 | D | 3,941 | 4,777 | △836 |
| 単年度収支 | E=C-D | △371 | △836 | 465 |
| 基金積立 | F | 0 | 2,501 | △2,501 |
| 繰上償還金 | G | 0 | 0 | 0 |
| 基金取崩し | Н | 1,025 | 0 | 1,025 |
| 実質単年度収支 | I=E+F+G-H | △1,396 | 1,665 | △3,061 |

[※]単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

〇 主な基金現在高

(単位:千円)

| 区分 | 2年度末 | 元年度末 | 2-元増減 |
|----------------------|-----------|-----------|------------|
| 財政調整基金 | 3,487,480 | 4,512,685 | △1,025,205 |
| 市債管理基金 | 34,409 | 33,409 | 1,000 |
| 都市整備基金 | 1,505,572 | 1,505,570 | 2 |
| 美術資料取得基金(定額運用) | 300,000 | 300,000 | 0 |
| 歴史資料及び文学資料取得基金(定額運用) | 60,000 | 60,000 | 0 |

[※]単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

〇 市債現在高

(単位:千円)

| 区分 | 2年度末 | 元年度末 | 2-元増減 |
|------|-------------|-------------|------------|
| 一般会計 | 639,931,893 | | |
| 特別会計 | 7,767,853 | | |
| 合 計 | 647,699,746 | 638,990,811 | 16,633,971 |

[※]単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

〇 財政指標

| 区分 | 単位 | 2年度 | 元年度 | 2-元増減 |
|-----------------------------|----|---------|---------|--------|
| 実質収支比率 ⁽⁵⁾ | % | 1.5 | 1.7 | △0.2 |
| 財政力指数 ⁽⁶⁾ | - | 0.696 | 0.700 | △0.004 |
| 経常収支比率 ⁽⁷⁾ | % | 94.7 | 94.9 | △0.2 |
| 義務的経費比率 ⁽⁸⁾ | % | 45.5 | 53.8 | ∆8.3 |
| 人口 ⁽⁹⁾ 当たり地方債現在高 | 円 | 815,297 | 799,577 | 15,720 |
| 人口 ⁽⁹⁾ 当たり基金現在高 | 円 | 6,939 | 7,884 | △945 |

[※]市債管理基金に満期一括償還積立分は含まない。

● 審査意見(各論)

1 決算の概要

一般会計と特別会計を合わせた決算総額は、歳入が前年度比 912 億円 増の 7,306 億円、歳出が前年度比 891 億円増の 7,227 億円と過去最大の決算規模となった。

一般会計の決算総額は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応や 異常降雪に伴う除排雪経費などの臨時的な経費が増加したため、歳入が国 庫支出金の増などにより前年度比888億円増の4,895億円、歳出が補助 費等や維持補修費の増などにより869億円増の4,835億円となり、形式 収支は60億円、実質収支は30億円となった。

(単位:千円)

【表1 一般会計決算収支の状況】

| | | | 区 | | 分 | | | 令和2年度 | 令和元年度 | 増減額 | 増減率 |
|----|-----|-----|----|----|----|----|---------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 子 | | 算 | | 現 | | 額 | | 529,951,721 | 429,299,636 | 100,652,085 | 23.4 |
| 歳 | 7 | (| 決 | Ĵ | 草 | 額 | A | 489,466,481 | 400,636,899 | 88,829,582 | 22.2 |
| 歳 | Н | EL. | 決 | Ĵ | 草 | 額 | В | 483,454,703 | 396,533,040 | 86,921,663 | 21.9 |
| 形 | | 式 | | ЦZ | | 支 | C=A-B | 6,011,779 | 4,103,858 | 1,907,921 | 46.5 |
| 翌年 | 丰度· | へ繰 | り越 | すべ | きま | 才源 | D | 3,008,534 | 663,266 | 2,345,268 | 353.6 |
| 実 | | 質 | | 収 | | 支 | E=C-D | 3,003,245 | 3,440,593 | △ 437,348 | △ 12.7 |
| 前 | 年 | 度 | 実 | 質 | 加 | 支 | F | 3,440,593 | 4,306,290 | △ 865,697 | △ 20.1 |
| 単 | 白 | Ę. | 度 | Ц | X | 支 | G=E-F | △ 437,348 | △ 865,697 | 428,349 | 1000 |
| 積 | | | 立 | | | 金 | Н | 214 | 2,500,530 | △ 2,500,316 | △ 100.0 |
| 積 | 立 | 金 | 取 | 崩 | t | 額 | I | 1,025,419 | 0 | 1,025,419 | |
| 繰 | Ŋ | Ŀ | げ | 償 | 還 | 額 | J | 0 | 0 | 0 | |
| 実 | 質 | 単 | 年 | 度 | 収 | 支 | G+H-I+J | △ 1,462,553 | 1,634,833 | △ 3,097,386 | △ 189.5 |

2 歳入状況(一般会計)

- 一般会計の歳入全体では、前年度比888億円増の4,895億円となった。 一般財源では、市税が減少したものの、除排雪経費の増加による地方交付税の増、消費税率の引き上げによる地方消費税交付金の増などにより、
- 前年度比27億円の増となった。

また、一般財源以外では、ふるまち庁舎整備の完了などにより地方債が減少したものの、特別定額給付金に対する補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などによる国庫支出金の大幅な増などにより、861億円の増となった。

【表2 主な歳入決算額の推移】

(単位:百万円)

| 区分 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 元 | 2年度 | 前年増減 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 市税 | 117,833 | 118,175 | 118,993 | 120,964 | 120,133 | 119,621 | 120,943 | 133,105 | 136,102 | 133,682 | △ 2,420 |
| 個人市民税 | 37,494 | 39,126 | 39,367 | 39,609 | 40,175 | 40,541 | 41,542 | 53,753 | 56,017 | 55,527 | △ 490 |
| 法人市民税 | 11,250 | 12,422 | 12,181 | 12,988 | 12,049 | 10,806 | 10,762 | 11,183 | 11,088 | 9,020 | △ 2,068 |
| 地方交付税 | 46,408 | 45,454 | 42,593 | 41,112 | 41,235 | 40,248 | 53,540 | 53,773 | 57,230 | 59,758 | 2,528 |
| 一般財源計 | 184,156 | 182,662 | 180,879 | 182,388 | 187,447 | 183,589 | 213,156 | 215,321 | 220,475 | 223,174 | 2,699 |
| 国庫支出金 | 49,369 | 46,037 | 54,226 | 53,854 | 54,802 | 54,853 | 67,816 | 62,806 | 66,341 | 161,327 | 94,986 |
| 地 方 債 | 64,799 | 61 ,201 | 68,718 | 65,102 | 54,666 | 51,370 | 61,057 | 52,282 | 57,506 | 50,638 | △ 6,868 |
| 臨時財政対策債 | 20,692 | 21,029 | 23,251 | 23,535 | 22,103 | 22,752 | 29,201 | 28,431 | 22,782 | 22,243 | △ 539 |
| その他地方債 | 44,106 | 40,172 | 45,466 | 41,567 | 32,563 | 28,617 | 31,856 | 23,851 | 34,724 | 28,395 | △ 6,329 |
| 一般財源以外計 | 179,603 | 174,855 | 189,941 | 191,818 | 173,194 | 171,950 | 193,245 | 169,668 | 180,162 | 266,292 | 86,130 |
| 歳入合計 | 363,759 | 357,517 | 370,819 | 374,207 | 360,640 | 355,539 | 406,401 | 384,989 | 400,637 | 489,466 | 88,829 |

3 歳出状況(一般会計)

一般会計の歳出全体では、前年度比869億円増の4,835億円となった。 義務的経費では、会計年度任用職員制度の導入による影響や子育て世帯への臨時特別交付金などにより前年度比66億円の増、投資的経費では、 ふるまち庁舎整備の完了などにより85億円の減、その他の経費では、特別定額給付金など新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応や、異常降雪に伴う除排雪経費の増加などにより、888億円の大幅な増となった。

歳出全体における義務的経費の割合は前年度に比べて8.3 ポイント低下の45.5%となったが、これは、臨時的な経費が増加したことで歳出全体が大幅に増加したことにより、義務的経費の割合が相対的に低下したものであることから、引き続き財政の硬直化に注意を払っていく必要がある。



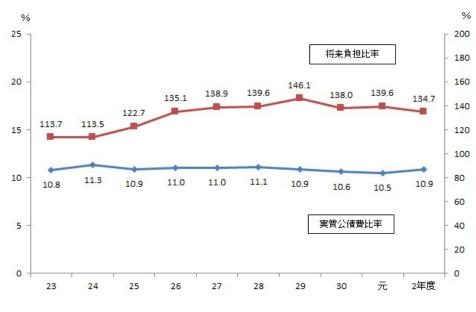


4 財政状況(健全化判断比率)

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、4つの財政指標が定められている。

当年度の「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は、赤字が発生していないため、算定されていない。「実質公債費比率」は 10.9%で、前年度に比べて 0.4 ポイント上昇し、数値は悪化している。「将来負担比率」は 134.7%で、前年度に比べて 4.9 ポイント低下し、数値は改善している。 なお、いずれの数値も、本市に適用される早期健全化基準を下回っている。

【図2 健全化判断比率の推移



| 区分 | 早期健全化 基準(%) |
|----------|----------------|
| 実質赤字比率 | 11.25 |
| 連結実質赤字比率 | 16.25 |
| 実質公債費比率 | 25.0 |
| 将来負担比率 | 400.0 |

〈参考: 政令市比較(令和元年度)>

| 順位 | 財政力 | 計 | 勤 | 順位 | 経 | 常収支 | ₹£Łº | 率(%) | 順位 | 実 | ፪質公((9 | 責 費 6) | 比率 | 順位 | 将列 | 注 負打 | 旦比 | 率(%) |
|----|------------|----------|-------|-----|----|------|------|-------|----|----|------------|------------------|------|----|-----|-------------|----|-------|
| 新潟 | 市令和2年度 | | 0.696 | 新潟 | 市令 | 和2年月 | 神 | 94.7 | 新潟 | 市令 | 和2年月 | d de | 10.9 | 新潟 | 市令和 | 02年月 | 対 | 134.7 |
| 1 | 川崎市 | ħ | 1.02 | 1 | 岡 | Ш | 귀 | 90.2 | 1 | 札 | 幌 | 市 | 2.1 | 1 | 浜 | 松 | 귀 | 0.0 |
| 2 | 名古屋市 | 5 | 0.99 | 2 | 熊 | 本 | 市 | 91.6 | 2 | 相 | 模 原 | 市 | 2.7 | | 圕 | Ш | 市 | 0.0 |
| 3 | さいたまた | ħ | 0.98 | 3 | 浜 | 松 | 市 | 92.7 | 3 | 大 | 阪 | 市 | 3.2 | 3 | 堺 | | 市 | 9.4 |
| 4 | | 5 | 0.97 | 4 | 福 | 出 | 市 | 92.9 | 4 | 神 | 戸 | 市 | 4.6 | 4 | 大 | 阪 | 市 | 21.2 |
| 5 | | 5 | 0.93 | 5 | 大 | 阪 | 市 | 93.4 | 5 | | ヽたま | - + | 5.3 | 5 | - | 莫原 | _ | 31.3 |
| 6 | | 뒵 | 0.92 | 6 | 静 | 出 | 市 | 94.7 | , | 堺 | | 市 | 5.3 | 6 | さい | たま | 市 | 32.0 |
| 7 | | 打 | 0.91 | 7 | 新 | 澙 | 市 | 94.9 | 7 | 浜 | 松 | 市 | 5.5 | 7 | 静 | 出 | 市 | 48.9 |
| | 10 100 710 | 5 | 0.89 | 8 | 札 | 幌 | 市 | 95.3 | 8 | 畄 | Ш | 市 | 5.6 | 8 | 札 | 幌 | 市 | 49.7 |
| 8 | | 打 | 0.89 | 9 | 広 | 島 | 市 | 98.4 | 9 | 仙 | 台 | 市 | 6.1 | 9 | 神 | 戸 | 市 | 66.1 |
| | 100 | 5 | 0.89 | 10 | 千 | 葉 | 市 | 98.5 | 10 | 静 | 出 | 市 | 6.4 | 10 | 仙 | 台 | 市 | 78.8 |
| 11 | | 5 | 0.87 | 11 | 仙 | 台 | 市 | 98.7 | 11 | 熊 | 本 | 市 | 6.6 | 11 | | 5屋 | | 104.8 |
| 12 | | <u> </u> | 0.83 | 12 | さし | | 市 | 98.9 | 12 | Ш | 崎 | 市 | 7.5 | 12 | 福 | 出 | 市 | 112.3 |
| 13 | | 5 | 0.81 | 12 | 京 | 都 | 市 | 98.9 | 13 | 名 | 古屋 | 市 | 8.2 | 13 | Ш | 崎 | 市 | 123.7 |
| 14 | | ħ | 0.80 | 14 | 神 | 戸 | 市 | 99.3 | 14 | | 九州 | 市 | 9.9 | 14 | 熊 | 本 | 市 | 126.7 |
| 15 | | ₹ | 0.79 | 15 | 名 | 古屋 | 市 | 99.6 | 15 | 横 | 浜 | 市 | 10.2 | 15 | 千 | 葉 | 市 | 138.3 |
| 10 | | 5 | 0.79 | ,,, | 北 | 九州 | 市 | 99.6 | 10 | 福 | 出 | 市 | 10.2 | 16 | 新 | 澙 | 市 | 139.6 |
| 17 | 1.000.000 | 5 | 0.73 | 17 | 相 | 模原 | _ | 99.8 | 17 | 京 | 都 | 市 | 10.4 | 17 | 横 | 浜 | 市 | 140.4 |
| 18 | 1- / 4 / 1 | 5 | 0.71 | 18 | Ш | 崎 | 市 | 100.3 | 18 | 新 | 澙 | 市 | 10.5 | 18 | | 1. 州 | 市 | 170.8 |
| 19 | -111 | 5 | 0.70 | 19 | 堺 | | 市 | 100.7 | 19 | 広 | 島 | 市 | 12.4 | 19 | 広 | 島 | 市 | 183.7 |
| | 熊本市 | <u> </u> | 0.70 | 20 | 横 | 浜 | 市 | 101.2 | 20 | 千 | 葉 | 市 | 12.9 | 20 | 京 | 都 | 市 | 191.1 |

| 順位 | 有形固定 減価償却 | 順位 | 純資産比率(%) | | 順位 | 受益者負 | 担比率(%) | |
|----|--------------|------|----------|-------|------|------|--------|------|
| 1 | 横浜市 | 55.5 | 1 | 相模原市 | 81.3 | 1 | 大阪市 | 11.2 |
| 2 | 新潟市 | 57.1 | 2 | 大阪市 | 80.7 | 2 | 仙台市 | 9.3 |
| 3 | 大阪市 | 57.7 | 3 | 浜松市 | 74.9 | 3 | 名古屋市 | 8.8 |
| 4 | 熊本市 | 58.5 | 4 | 静岡市 | 69.3 | 4 | 浜松市 | 8.0 |
| 5 | さいたま市 | 59.3 | 5 | 横浜市 | 69.2 | 5 | 神戸市 | 7.3 |
| 6 | 福岡市 | 59.9 | 6 | 堺市 | 67.6 | 6 | 福岡市 | 7.1 |
| 7 | 川崎市 | 60.7 | 7 | さいたま市 | 66.0 | 7 | 北九州市 | 6.6 |
| 8 | 仙台市 | 61.1 | 8 | 川崎市 | 64.2 | 8 | 千葉市 | 6.5 |
| | 政令市平均 | 63.8 | 9 | 神戸市 | 62.7 | 0 | 川崎市 | 6.5 |
| 9 | 京都市 | 64.3 | 10 | 千葉市 | 62.4 | | 政令市平均 | 6.0 |
| 10 | 岡山市 | 64.6 | | 政令市平均 | 57.3 | 10 | 静岡市 | 6.0 |
| 11 | 堺市 | 65.4 | 11 | 京都市 | 54.2 | 11 | 札幌市 | 5.4 |
| 12 | 相模原市 | 66.0 | 12 | 北九州市 | 51.8 | 12 | 横浜市 | 5.3 |
| 13 | 広島市 | 66.1 | 13 | 岡山市 | 50.9 | 13 | 京都市 | 4.9 |
| 14 | 静岡市 | 67.1 | 14 | 福岡市 | 50.8 | 14 | 広島市 | 4.3 |
| 15 | 浜松市 | 67.3 | 15 | 名古屋市 | 50.1 | 14 | 熊本市 | 4.3 |
| 16 | 札幌市 | 67.8 | 16 | 札幌市 | 46.7 | 16 | さいたま市 | 4.1 |
| 17 | 神戸市 | 68.4 | 17 | 新潟市 | 41.8 | 4.7 | 相模原市 | 3.9 |
| 18 | 北九州市 | 68.7 | 18 | 仙台市 | 38.1 | 17 | 岡山市 | 3.9 |
| 19 | 千葉市 | 69.4 | 19 | 広島市 | 33.7 | 19 | 新潟市 | 3.5 |
| 20 | 名古屋市 | 70.4 | 20 | 熊本市 | 29.1 | 20 | 堺市 | 3.3 |

◉ 審査意見(まとめ)

(1) 令和2年度決算について

本市は令和2年度を「活力ある拠点都市新潟」を目指し、「みなとまち新潟」 を活かしたまちづくりをさらに進める年と位置付け、強固な財政運営の基盤を構築するという方針で当初予算を編成した。

しかし、市内で新型コロナウイルスの感染者が確認されたことを契機に、感染症に関連した補正予算が繰り返し計上され、その金額は総額で 1,000 億円を超えるものとなった。加えて、異常降雪により例年の規模を超える除排雪対策が必要となったため、60 億円の補正予算が計上されることとなった。

最終的には、財政調整基金を 10 億円取り崩し、減収補填債を 21 億円借り入れるとともに、市債管理基金への 5 億円の積み増しを停止するなどして対応し、歳入総額は 4,895 億円、歳出総額は 4,835 億円と、過去最大規模の決算となった。一般会計の収支は、実質収支が 30 億円の黒字となったものの、実質単年度収支が 4 年ぶりに 15 億円の赤字となるなど、令和 2 年度決算は感染症や異常降雪の影響を大きく受ける厳しいものとなった。

このような特異な年度において、国の財源を最大限活用するなど、刻々と変化する情勢に対し可能な限り機動的に対応したことは評価できる。しかし、やむを得ない状況ではあったものの、財政調整基金の積増し目標を一旦停止し、同基金を取り崩した結果、主要3基金の現在高は50億円となるなど、当初目標としていた80億円を下回っており、災害等の緊急時への対応を考慮すると十分とはいえない状況が続いている。当面は感染症への対応を優先せざるを得ないものの、引き続き国への要望などにより必要な財源の確保に努めるとともに、後年度の負担にも配慮した健全な財政運営に努められたい。

(2) ポストコロナ時代の選ばれるまちにむけて

ア 新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞への対応

国内での感染者発見から 1 年以上が経過してなお、新型コロナウイルス感染症の拡大はとどまるところを知らず、市民生活、経済活動への影響拡大が懸念されている。県内の融資状況を見ると、特に飲食業やサービス業に感染症による影響が表れており、本市においても、平成 20 年のリーマンショック時以上に融資件数、融資金額とも大きく増加している。

一方、企業の倒産は平成2年度以来、30年ぶりの低水準にとどまっている。これは、企業や事業者の自助努力はもとより、感染症対策として、国による3年間の実質無利子融資が創設されるなどの手厚い経営支援が行われたことも要因と考えられる。リーマンショック当時の本市においても、企業倒産など、経済悪化に伴う影響は直後に表れたわけではなく、一定期間経過したのちに顕著になったという経緯もある。今回の感染症が及ぼす影響が長期化することも十分想定され

ることから、当分の間、地域経済の動向を注視し、必要に応じて機動的に対応されるよう望むものである。

イ ポストコロナ時代にむけた成長基盤の構築への着手

今回の新型コロナウイルス感染症禍が収束したあとの時代、いわゆるポストコロナの時代の動向については予断を許さないものの、パラダイムシフトが起きる可能性が十分にあるということが論じられている。本市は、その新しい時代をにらんで、選ばれるまちになるための工夫を今から始めていかなければならない。そのためには、現在進行中の社会経済活動の停滞を回復させるための対応と並行して、持続的な成長基盤の構築に向け取り組む必要がある。

これまでの本市の社会動態を見てみると、県内他市町村及び近隣県からの転入はあるものの、20歳代前半の若年層を中心に東京圏への人口流出がそれを上まわる傾向にあったが、令和2年は前年の転出超過から5年ぶりに転入超過に転じている。これを前年の社会動態と比較すると、東京圏への若年層の転出者数が減少していることが顕著であることから、新型コロナウイルス感染症の影響で転出が抑制されたことが背景と考えられる。転入超過の流れを一過性のものにしないためには、今回の感染症を契機とした、地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった生活様式の変容を踏まえ、次世代のための新しいまちづくりに向けた取組みが肝要である。併せて、都市機能と田園環境の調和によりもたらされた本市の暮らしやすさに加え、その優位性を土台として、子育て施策など住民福祉の向上を図ること、本市が現在持っている農業・食の強みを改めてアピールすることなどで選ばれるまちづくりに向け尽力されることを望むものである。

(3) 信頼される市政の実現にむけて

まちづくりは行政だけが行うものではなく、市民や企業など関連する主体それ ぞれからの理解と協力が必要であることはいうまでもない。行政が自らの襟を正 し、その信頼を得るためには、内部統制の取組みがより重要となるが、導入の初 年度に最低制限価格の漏えいなど、市民の信頼を大きく損なうような不祥事が起 きてしまったことは甚だ遺憾である。

同じ過ちを二度と繰り返さないようにするため、全職員が内部統制の方針である「公務能率を高め、適正な事務を執行する組織へと改革し、信頼される行政運営の確立に取り組む」という理念を改めて認識し、ポストコロナ時代にふさわしい新たな都市像に向けた取組みを進めるよう、切に求めるものである。

(2) 公営企業会計

● 審査の主眼

- ① 各事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか
- ② 各事業会計の決算書類がその企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか

● 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成されて おり、かつ、計数は各企業の経営成績及び財政状態を、おおむね適正に表示 しているものと認めた。

● 各企業別の審査内容

【下水道事業会計】

〇 経営成績

| 区分 | 2年度末現在高 | 元年度末現在高 | 2-元増減 |
|-----------|------------|------------|------------|
| 総収益(千円) | 30,665,952 | 31,118,355 | △452,403 |
| 総費用(千円) | 30,343,489 | 31,601,763 | △1,258,274 |
| 純利益(千円) | 322,463 | △483,407 | 805,870 |
| 営業収支比率(%) | 81.0 | 81.9 | △0.9 |
| 経常収支比率(%) | 101.0 | 100.7 | 0.3 |

[※]単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

〇 審査意見

【経営状況】

当年度の経営成績は、純損益が前年度に比べ8億586万円増加し、3億2,246万円の純利益となった。これは、前年度に行ったコミュニティプラント等の遊休資産(全14施設)の減損処理の影響がなくなったことにより、特別損失において減損損失が11億8,147万円の皆減となったことが主な要因である。

一方で、本業の営業損益では、年間有収水量の増加に伴い、下水道使用料が前年度に比べ 4,022 万円増加したものの、処理水量の増加や単価の改定による流域下水道維持管理負担金の増加等に伴い、負担金が 2 億 1,159 万円増加したことや、大石 2 号貯留管の供用開始等に伴う固定資産の増加により、減価償却費が 1 億 3,634 万円増加したことなどにより、前年度に比べ 2 億 6,944 万円赤字が拡大している。

【今後の課題】

当年度の下水道使用料は3期ぶりに増加に転じたが、これは各家庭における感染症対策や、融雪、凍結防止に係る水道使用量の増加が影響したもので、特殊要因によるものと考えられ、近年の下水道使用料は、人口減少や節水器具の普及などの影響により減少傾向にあり、将来的にも下水道使用料は減少していくものと見込まれる。

汚水処理にかかる費用は下水道使用料で賄うのが原則であり、下水道使用料の確保は重要な課題であることから、下水道処理区域内における未接続世帯の接続促進を図るため、当年度に普及推進室を設置した。これにより、下水道接続率の低い区を重点地域として積極的に広報・啓発活動が行われているものの、依然として低い水準であることから、引き続き区役所と連携し接続促進に取り組み、安定した経営基盤を確立していかなければならない。

また、汚水処理施設の普及については、地域の実情に応じた総合的な施設整備を推進することとし、下水道整備区域の見直しを行うとともに、新たな浄化槽設置補助制度の創設に取り組み、令和3年度からの制度実施に向けて、対象地域の住民へ説明を行うなど、着実に準備が進められた。この取組みにより、今後の汚水処理施設整備は下水道と合併処理浄化槽の2本柱で進められることとなり、下水道中心の整備に比べ、下水道施設整備にかかる費用や期間は大幅な縮減が見込まれている。しかし、今後、急増する老朽化施設の修繕や改築が計画されており、多額の資金が必要となることから、引き続き効率的に整備を進めていかなければならない。

一方、雨水処理については、近年全国各地で集中豪雨等の浸水被害が多発していることから、本市でも早急な対策が必要である。雨水処理にかかる費用は公費負担が原則で、今後も一般会計からの繰入額は増加が見込まれるが、緊急度や整備効果の高い地域を優先とした効率的なハード整備に加え、雨水浸透ます設置助成等のソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を推進することで、被害の最小化に努めなければならない。

下水道事業を取り巻く経営環境は今後も厳しさを増していくことが見込まれるが、安全で快適な暮らしと良好な環境を守る下水道サービスを将来にわたり安定的かつ継続的に提供していかなければならない。そのため、第二次中期ビジョンの各施策を着実に実施するとともに、その実績や効果を十分に検証し、雨水・汚水それぞれについて将来の財源をより正確に分析することで、更なる経営改善に取り組み、限られた財源を有効かつ効率的に活用していくよう求めるものである。

【水道事業会計】

〇 経営成績

| 2年度末現在高 | 元年度末現在高 | 2-元増減 |
|------------|--------------------------|---|
| 16,261,720 | 16,395,593 | △133,873 |
| 14,696,348 | 14,555,405 | 140,943 |
| 1,565,371 | 1,840,188 | △274,817 |
| 106.0 | 108.8 | ∆2.8 |
| 110.3 | 112.6 | ∆2.3 |
| | 16,261,720 14,696,348 | 16,261,720 16,395,593 14,696,348 14,555,405 1,565,371 1,840,188 |

[※]単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

審査意見

【経営状況】

当年度の経営成績は、純利益が15億6,537万円で前年度に比べ2億7,481万円の減益となった。これは本業の営業損益において、給水量は増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、料金単価が高い事業系の水道使用量が減少したことにより、給水収益が3,780万円の減益となったことに加え、阿賀野川浄水場施設整備事業完了等に伴い減価償却費が2億3,610万円増加したことや、亀田取水場取水施設撤去等により資産減耗費が1億2,970万円増加したことなどが要因としてあげられる。

【今後の課題】

当年度末の内部留保資金は前年度に比べ約2億円増加して71億9,672万円となり、新・マスタープラン中期実施計画での見込みを約36億円上回るなど、令和5年度に資金不足となると見込んでいた状況からは大きく好転しているが、これは、給水収益の減少幅が中期実施計画の予測を下回っていることや、施設整備事業等において、実施段階での工事内容の精査や契約差益が発生したことに伴う支出額の減少等によるものである。

しかし、経常損益の黒字幅は減少傾向にあり、当年度策定された新・マスタープラン後期実施計画では、人口減少等に伴う給水収益の減少と設備更新等に伴う費用の増加により、内部留保資金が減少し続ける見込みであることから、水道事業が中長期的に厳しい状況にあることに変わりはなく、令和7年度からの次期マスタープランの期間内では資金不足となることが見込まれている。

このような状況の下、当年度において、将来にわたり安心・安全な水の安定供給を持続させることを目的に、長期的な施設整備の方向性をまとめた「新潟市水道施設整備長期構想 2020」を策定した。現状の浄配水施設配置を、4つのエリアに再編し、配水エリアごとに長期の水需要予測を行い、施設規模の適正化や合理的な施設整備を進めることで、将来世代の負担の増加を抑制し、健全な事業運営を目指すものである。

今後ますます経営環境の厳しさが増す中、健全かつ持続可能な事業運営を実現するため、同構想に基づく投資効率を意識した施設整備を進めるとともに、時代の変化に対応すべく、常に危機感を持って不断の経営改善に取り組み、引き続き経営基盤の強化に努められたい。

【病院事業会計】

〇 経営成績

| 区分 | 2年度末現在高 | 元年度末現在高 | 2-元増減 |
|-----------|------------|------------|-----------|
| 総収益(千円) | 25,788,029 | 24,554,085 | 1,233,944 |
| 総費用(千円) | 26,618,366 | 26,041,298 | 577,068 |
| 純利益(千円) | △830,337 | △1,487,213 | 656,876 |
| 医業収支比率(%) | 81.5 | 85.3 | ∆3.8 |
| 経常収支比率(%) | 96.8 | 94.3 | 2.5 |

[※]単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

〇 審査意見

【経営状況】

当年度は新型コロナウイルス感染症への対応を迫られる一年となり、患者数の減少に伴い医業収支比率が大幅に悪化したものの、国の補助金により補填されたことなどから純損失は縮小し、例年とは異なる傾向の決算となった。

本業の成績を表す医業損益は 45 億 6,334 万円の損失を計上し、前年度より も赤字が 9 億 5,339 万円拡大している。この主な要因は新型コロナウイルス感 染症による受入制限と空床確保に伴い、病床利用率が大幅に低下し、入院収益が 減少したことによるが、この減少分については、空床補償を目的とした国からの 交付金が医業外収益に計上されており、ほぼ同額が補填されている。また、感染 症対策に伴う資機材の購入や人員配置の強化などで増加した医業費用についても 補助金によりおおむね補填された。

病院事業全体の成績を表す当年度純損益は8億3,033万円の純損失となり、前年度に比べ6億5,687万円赤字が縮小した。その要因としては、前述のとおり入院収益の減少分が国の交付金で補填されたほか、新型コロナウイルス感染症の患者受入医療機関に対する県及び本市からの支援金や、国の交付金の対象外となった期間の空床補償分として一般会計からの繰入金が計上されたことが考えられる。さらに、外来患者数は減少したものの、診療単価の高い化学療法の件数が増えたことなどにより、外来収益が前年度に比べ増加していることや、平成30年度に更新した医療情報システムに係る長期前受金の収益化が当年度から始まったことなどにより、長期前受金戻入が前年度に比べ増加していることなども赤字縮小の要因である。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症については、その対応に伴う入院収

益の減少や費用の増加に対して補助金によりおおむね補填されていることから、 市民病院の経営には大きな影響を与えていないものと考えられる。それに加え、 外来収益が増加したことなどの要因により、最終的には赤字となったものの、赤 字幅は前年度に比べ縮小することとなった。

【今後の課題】

令和元年度末に新型コロナウイルス感染症患者が本市で初めて確認された当初から、市民病院は院内感染者を一人も出すことなく、市内外の病院から重症患者を受け入れるなど、重点医療機関として最前線で対応を続けており、新潟医療圏域を超え感染症対応の要となる役割を果たしている。

しかし、純損失は前年度に比べ大幅に改善されているが、臨時的な要因が含まれていることから決して楽観できるものではない。当年度純損益が4期連続の赤字であることから、この状況が今後も続けば数年後には債務超過に陥るおそれもあり、加えて内部留保資金も減少傾向にあるため、厳しい経営状況であることに変わりはない。

将来にわたり持続可能な健全経営を目指すためには、厳しい経営状況に危機感を持ち、近年常態化している赤字の原因を分析し、その上で、収益確保の取組みや、増加傾向にある費用の適正化を進めなければならない。

市民病院は、今、重点医療機関として新型コロナウイルス感染症患者に対応しているが、元々第三次救急医療機関として重症・専門・救急医療を中心とした医療サービスを提供することを求められており、期待される役割はますます大きいものとなっている。医療の現場を守り、市民の命を守ることについて、新潟市民から「最後の砦」として期待されており、市民病院もその自負をもってこれに応えようとしてきたと評価できる。しかしながら、上述のとおり引き続き厳しい経営状況が続くことが見込まれるのであり、経営の悪化は、将来にその大切な役割を果たし切れなくなる結果につながりかねない。よって、当面の課題を全うすることを最優先としつつ、現在の経営状況にも留意し、コロナ禍の収束後を見据えた経営改善に向けた取組みについても、引き続き真摯に検討するよう求めるものである。

4. 令和 2 年度内部統制評価報告書審查

全庁的な内部統制について、市長が設定した評価項目が合理的か、市長の評価作業が、各評価項目に対応して実施されているかなどの検証を行うとともに、業務レベルの内部統制について、市長が方針に定めた内部統制対象事務が不足なく評価対象に含まれているか、市長による重点リスクの選定や対応策が合理的か、各部局での自己評価と内部統制評価部局の独立的評価を組み合わせて有効性の評価を実施しているかなどの検証を行います。

● 審査の結果

令和2年度新潟市内部統制評価報告書(以下「報告書」という。)について、審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当であると認められた。

なお、定期監査等において得られた知見を活用し、下記のとおり意見を 付すので、今後の内部統制の整備及び運用において検討されたい。

● 総括意見の概要

- 1 定期監査の結果を活用した重点リスクの検討を
- (1) 財産管理事務におけるリスクについて

令和2年度第2期定期監査において、本市が貸し付けている財産に係る光熱水費の実費相当額の算定を誤り、長年にわたって過大に徴収し、市民に対し多額の損失を与えていた事案が検出された。その後、同様の事例が全庁的に複数判明し、過徴収額の返還等の対応を迫られることとなった。

このような事務処理誤りは本事案に限らず多くの財産管理事務で発生しうるものである。財産管理事務の誤りは、その影響が単年度に限らず長期間に及ぶことで、市民に対する影響が大きくなるおそれがある。

しかし、定期監査では財産管理事務における不備が毎回多数検出されているにもかかわらず、財産管理事務において選定された重点リスクは全重点リスクの1割未満と決して多くはない。特に多くの公有財産を所管する所属においては、そのリスクの大きさを再認識するとともに、一度設定した重点リスクを安易に前例踏襲することなく、年度当初の設定時にはあらためてそのリスクの大きさを評価したうえで重点リスクとすべきかどうか検討する必要がある。また、内部統制評価部局においても、当該リスクに対する対応策が整備されているか、その内容が適切といえるかといった観点も含めた評価を実施されたい。

(2) 業務システムにおける設定誤り等により発生しうるリスクについて

令和2年度第3期定期監査において、複数の業務システムに係る事務処理誤りが判明した。多岐にわたる業務の正確性と職員の負担軽減を両立するために今や電算システムは必要不可欠であり、今後もその分野と領域は一層拡大するものと予想される。

その一方で、システム導入・改修時の仕様や解釈に誤りがあった場合は、日々の業務でその誤りを発見することは困難であるうえ、多くの市民に対し不利益を与えたり、本市の損害や信頼低下につながるおそれがある。

本市が行っている多種多様かつ大量の業務は、多くの職員を通じて執行されており、今後も多くの業務において新たなシステムの導入や既存システムの改修が予想されることからも、業務システムに潜むリスクの重大性をあらためて認識するとともに、内部統制評価部局においても、当該リスクに対する対応策が整備されているか、その内容が適切といえるかといった観点も含めた評価を実施されたい。

2 内実を高め、信頼される内部統制の整備・運用を

報告書では、業務レベルの内部統制において3件の運用上の重大な不備を把握 したため一部が有効に運用されていないと評価されており、その評価手続及び評価結果に係る記載についてはおおむね相当と判断した。しかし、今後も検討を要する点がいくつかあることも確認できた。

まず、報告書における運用上の重大な不備に関する記載について、その判断基準が具体的に記載されておらず、どのような過程を経て重大な不備に当たるかどうかの判断がなされたのか、その経過が不明瞭である点が挙げられる。次年度以降はその経過を明らかに記載することで、広く市民に対して説明責任を果たしていくことが望まれる。

次に、運用上の重大な不備に当たるかどうかの判断基準について、懲戒処分の有無を基準の一つとしており、この度重大な不備と判断された3件はいずれも懲戒処分が確定しているが、内部統制評価部局が作成した判断基準では、懲戒処分の有無だけでなく、そのほかの基準も含め量的影響度と質的影響度を総合的に勘案した上で重大な不備に当たるかどうかを判断することとしている。よって、本市や市民に対し大きな経済的・社会的不利益を生じさせた事案においては、懲戒処分が確定していなくても重大な不備となり得る一方、懲戒処分が確定しても経済的・社会的不利益の度合いが大きくないと判断される事案においては、重大な不備とはならないとの判断もあり得ると考えられる。次年度以降は他都市の事例も参考とするなど、懲戒処分の有無に拘泥することのない、より総合的な判断基準の運用が求められる。

また、重大な不備と判断されなかったものの中にも、多くの市民に多大な損害

を与えたものが含まれており、このような過ちを二度と繰り返さないよう取り組むとともに、内部統制が形骸化することのないよう、その内実を高めるための不断の見直しが肝要である。

内部統制は不正や事務処理誤りの予防だけでなく、職員を守る意味もある。今回顕在化した不備は全庁で共有し、監査結果もあわせて活用しながら、不正や事務処理誤りが起きない、起こさせない、起きたとしてもその影響を最小限に抑える仕組みづくりへの、たゆまぬ努力が必要となる。

市長は内部統制に関する方針の中で「公務能率を高め、適正な事務を執行する 組織へと改革し、信頼される行政運営の確立に取り組む」ことを宣言している。 この方針を全職員があらためて再確認し、信頼される内部統制を整備・運用する よう求めるものである。

5. 令和2年度 基金運用状況審查

特定目的のために定額で運用される基金について、市長からの審査依頼に基づき、基金運用状況調書等の関係諸表の計数を確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査します。

● 対象基金

- ① 美術資料取得基金
- ② 歴史資料及び文学資料取得基金

● 審査の主眼

- (1) 基金運用状況報告について、その計数が正確か
- ② 基金の設置目的に従って運用されているか

● 審査の結果

各基金の運用状況は、計数は正確であり、それぞれ設置目的に従って運用されており、事務の執行も適正であると認めた。

● 基金の運用状況

① 美術資料取得基金

| | | 美術資 | 年度末 | 年度末 | | | |
|-----|------------|------------|------------|---------|--------|---------|--|
| 区分 | 前年度 繰越額 | 当年度 購入額 | 当年度 払出額 | 計 | 現金有高 | 基金現在高 | |
| 2年度 | 259,268 | 0 | 0 | 259,268 | 40,732 | 300,000 | |
| 元年度 | 251,750 | 7,518 | 0 | 259,268 | 40,732 | 300,000 | |
| 増減額 | 7,518 | △7,518 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

^{※2}年度末における資料有高は絵画11点、版画4点、立体2点

② 歴史資料及び文学資料取得基金

| | | 歴史・文学 | 年度末 | 年度末 | | |
|-----|------------|------------|------------|--------|--------|--------|
| 区分 | 前年度 繰越額 | 当年度 購入額 | 当年度 払出額 | 計 | 現金有高 | 基金現在高 |
| 2年度 | 36,000 | 0 | 0 | 36,000 | 24,000 | 60,000 |
| 元年度 | 36,000 | 0 | 0 | 36,000 | 24,000 | 60,000 |
| 増減額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

^{※2}年度末における資料有高は文学資料1点

6. 令和2年度 健全化判断比率(17)及び資金不足比率(18)審査

市長からの審査依頼に基づき提出された健全化判断比率⁽¹⁷⁾及び資金不足比率 ⁽¹⁸⁾について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、比率が適正 に算定されているか審査します。

● 審査の主眼

- ① 健全化判断比率及び資金不足比率が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」等関係法令に基づき適正に算定されているか
- ② 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

● 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定及び算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていると認めた。

● 総括意見の概要

当年度における実質公債費比率は 10.9%、将来負担比率は 134.7%と、 それぞれ早期健全化基準を下回った。

将来負担比率については、前年度比 4.9 ポイントとやや良化したが、政令指定都市の平均値と比べると、依然として高い状態で推移しており、本市が今後負担しなければならない負債は決して少なくないということには留意する必要がある。

当面は新型コロナウイルス感染症への対応に注力せざるを得ない状況であり、感染症により経済が悪化すれば今後の税収等にも大きく影響することが 懸念される。また、近年各地で続発している豪雨や大雪などの緊急時に対応 するためにも、引き続き、将来負担比率の着実な低減に取り組むとともに、 国の財源を最大限活用するなど、堅実な財政運営の推進に努められたい。

〇 健全化判断比率

| 区分 | 健全化判断比率 | 早期健全化比率(21) |
|--------------------------|----------------|-------------|
| 実質赤字比率 ⁽¹⁹⁾ | - (-) | 11.25% |
| 連結実質赤字比率 ⁽²⁰⁾ | - (-) | 16.25% |
| 実質公債費比率 ⁽¹⁵⁾ | 10.9% (10.5) | 25% |
| 将来負担比率 ⁽¹⁶⁾ | 134.7% (139.6) | 400% |

※「一」は黒字のため記載すべき比率無し。()内は前年度比率。

〇 資金不足比率

| 区分 | 資金不足比率 | 経営健全化比率 ⁽²²⁾ |
|------------|--------|-------------------------|
| 下水道事業会計 | — (—) | |
| 水道事業会計 | - (-) | 30.22 |
| 病院事業会計 | - (-) | 20% |
| 中央卸売市場事業会計 | - (-) | |
| と畜場事業会計 | - (-) | |

^{※「}一」は資金不足がないため記載すべき比率無し。()内は前年度比率。

(参考) 各比率の算定対象となる会計

| | | 8 | 比率算定の対象となる会計 | | | | | | |
|-----|------------------|------------|--------------|-------------|------------|------------|--|--|--|
| | 会計区分 | 実質赤 字比率 | 連結赤 字比率 | 実質公债 費比率 | 将来負 担比率 | 資金不 足比率 | | | |
| 普 | 一般会計(公営事業分除<) | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 通 | 土地取得事業会計 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 会 | 母子父子赛婦福祉資金貸付事業会計 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 計 | 公債管理事業会計 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 公 | 国民健康保険事業会計 | | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 介護保険事業会計 | | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 営 | 後期高齢者医療事業会計 | | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 事 | 中央卸売市場事業会計 | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 業 | と畜場事業会計 | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 会計 | 下水道事業会計 | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| ā l | 水道事業会計 | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 病院事業会計 | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 一·音 | 『事務組合·広域連合 | | 200 | 0 | 0 | | | | |
| 地方 | 5公社・第三セクター等 | | | | 0 | | | | |

7. 例月現金出納検査

地方公共団体の現金の出納について、現金の収支が正確か、現金残高が出納簿の残高と一致しているかなど、毎月例日を定めて検査を行います。

● 検査の概要

- ① 会計管理者所管分(一般会計及び特別会計) 毎月1回、前月末日現在の現金収支及び現金保管の状況を確認するとと もに、提出された検査資料の計数の正確性を検証しています。
- ② 公営企業会計分(下水道事業、水道事業及び病院事業) 毎月1回、下水道事業管理者(市長)、水道事業管理者及び病院事業管理者の所管に係る、前月末日現在の月次試算表及び現金保管の状況を確認するとともに、提出された検査資料の計数の正確性を検証しています。

● 検査の結果

- ① 会計管理者所管分(一般会計及び特別会計) 会計管理者から提出された検査資料の計数は正確であることを認めた。
- ② 公営企業会計分(下水道事業、水道事業及び病院事業) 各事業管理者から提出された検査資料の計数は正確であることを認めた。

8. 住民監査請求に基づく監査

新潟市の住民が、新潟市の執行機関や職員について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認める場合、これを証する書面を添えて、必要な措置を講じるように監査委員に監査を求める制度です。

● 監査の結果

| No. | 件名 | 結果 |
|-----|----------------------------|-------|
| 1 | 介護保険料納入済額のお知らせの再発行に係る支出に関す | 受理前却下 |
| | るもの | |

9. 請求等に基づく監査

住民からの事務監査請求や、市長の要求、議会からの請求により実施する監査制度です。

● 監査の結果

該当なし

10. 包括外部監査

市長と契約した外部監査人が実施した包括外部監査について、その結果に関する報告書の提出を受け、これを公表しています。

● 各年度の実施状況

| 年 度 | 外部監査人 | 包括外部監査の内容 |
|----------|-------|--------------------------|
| 令和3年度 | 弁護士 | 教育委員会及び市立学校における事務の執行について |
| | | (令和4年2月公表) |
| 令和 2 年度 | 弁護士 | 農業政策に関する事務の執行について(令和3年2月 |
| | | 公表) |
| 令和元年度 | 公認会計士 | 子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行及び |
| | | 管理の状況(令和2年2月公表) |
| 平成 30 年度 | 公認会計士 | 水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び管 |
| | | 理の状況(平成 31 年 2 月公表) |
| 平成 29 年度 | 公認会計士 | 市税の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理の状況 |
| | | について(平成 30 年 2 月公表) |
| 平成 28 年度 | 弁護士 | 財務部債権管理課の事務の執行について(平成29年 |
| | | 2月公表) |
| 平成 27 年度 | 弁護士 | 市営住宅に関する財務事務の執行について(平成28 |
| | | 年2月公表) |

Ⅲ参考

1. 関係法令・例規

① 関係法令

| 法令 | 本文での略記 |
|---------------------|--------|
| 地方自治法 | 地自法 |
| 地方公営企業法 | 地公企法 |
| 地方公共団体の財政の健全化に関する法律 | 地公財健法 |

※本文中での条文番号等の略記については以下のとおりです。

条:英数字 項:ローマ数字 号:漢数字

(例)第185条の5第2項第5号 → 185の5Ⅱ五

② 関係例規

| 例 規 | 備考 |
|-----------------|------------------------------|
| 新潟市監査委員条例 | 制定:S39.3.30、最終改正(施行日):R2.4.1 |
| 新潟市監査委員事務局規程 | 制定:S34.10.1、最終改正(施行日):R2.4.1 |
| 新潟市監査委員規程 | 制定:H29.3.27、最終改正(施行日):R2.4.1 |
| (旧新潟市監査事務運営規程) | |
| 新潟市監査委員監査基準 | 制定:R2.2.28、最終改正(施行日):R3.3.2 |
| 新潟市監査委員会議傍聴規程 | 制定:H16.3.10、最終改正(施行日):R2.4.1 |
| 新潟市外部監査契約に基づく監査 | 制定:H11.2.25、最終改正(施行日): |
| に関する条例 | H15.9.29 |
| 新潟市外部監査契約を締結しよう | 制定:H11.3.16、最終改正(施行日): |
| とする相手方の資格を証する書類 | H19.9.1 |
| 等閲覧規則 | |

2. 用語の解説

| No. | 用語 | 概 要 |
|-----|---------|---|
| 1 | 独任制 | それぞれの監査委員が独立して職務(監査)を行うこと。 |
| | | このため「監査委員会」ではなく「監査委員」と呼称する。 |
| | | ただし、監査の結果や意見の決定については、監査委員全 |
| | | 員の「合議」による(地自法 199XI)。 |
| 2 | 形式収支 | 歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引 |
| | | 額。 |
| 3 | 実質収支 | 当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるも |
| | | の。形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費逓次繰越 |
| | | (継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで逓次繰り |
| | | 越すこと)、繰越明許費繰越(歳出予算の経費のうち、その |
| | | 性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わ |
| | | らない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度 |
| | | に繰り越すこと。)等の財源を控除した額。 |
| 4 | 普通会計 | 決算統計上の会計区分。本市においては、一般会計に特別 |
| | | 会計である母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計、公債管理 |
| | | 事業会計を、各会計間の重複を調整して加えたもの。 |
| 5 | 実質収支比率 | 標準財政規模 ^仏 に対する実質収支額の割合を示すもの。財 |
| | | 政運営の健全性を示す数値として、一般的に 3~5%が望 |
| | | ましいとされる。 |
| 5A | 標準財政規模 | 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経 |
| | | 常的一般財源の規模を示すもの。標準税収入額等に普通交 |
| | | 付税、臨時財政対策債(地方一般財源の不足に対処するた |
| | | め、投資的経費以外の経費にも充てられる地方債)の発行 |
| | | 可能額を加算した額。 |
| 6 | 財政力指数 | 標準的な行政サービスを行うために必要な一般財源に対す |
| | | る税収入の割合を示すもの。 値が 1 に近いほど財政力が強 |
| | | いとされる。「基準財政収入額 ^仏 ・基準財政需要額 ^圏 」の3 |
| | | か年平均値。 |
| 6A | 基準財政収入額 | 普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力 |
| | | を合理的に測定するため、標準的な状態において徴収が見 |
| | | 込まれる税収入を、一定の方法により算出した額。 |
| | | |
| 6B | 基準財政需要額 | 普通交付税の算定基礎になるもので、地方公共団体が合理 |

| | | 的かつ妥当な水準の行政活動を行うために必要な財政需要 |
|-----|-----------------------|---|
| | | あんり女当なが年の行政心動を行うために必要な対政需要 を、一定の方法により算定した額。 |
| 7 | 経常収支比率 | そ、 |
| ' | 柱吊以又儿卒 | |
| | | いほど財政の硬直化が進んでいるとされる。「経常経費充当 |
| | | 一般財源÷(経常一般財源+減税補てん債+臨時財政対策 |
| | 25 25 45 (27 TO 11 TO | 債)×100」。 |
| 8 | 義務的経費比率 | 歳出総額に占める義務的経費(人件費、扶助費、公債費) |
| | | の割合。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるとされ |
| | | నె. |
| 9 | 人口 | この表でいう「人口」は、総務省「住民基本台帳に基づく |
| | | 人口、人口動態及び世帯数調査」より、令和2年度は令和 |
| | | 3年1月1日現在、令和3年度は令和4年1月1日現在 |
| | | の住民基本台帳人口によるもの。 |
| 10 | 賃借対照表 | 基準日時点の財政状態(資産・負債・純資産の残高及び内 |
| | | 訳)を表示したもの。資産状況とともに、その資産をどの |
| | | ような負担により形成してきたかを表したもの。 |
| 11 | 行政コスト計算 | 年間の行政活動のうち、福祉サービスやごみ収集、消防活 |
| | 書 | 動など、資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費 |
| | | とその財源を対比させ、純行政コストを表したもの。 |
| 12 | 有形固定資産減 | 有形固定資産のうち、建物や工作物など耐用年数のある償 |
| | 価償却率(資産 | 却資産について、耐用年数に対して資産取得からどの程度 |
| | 老朽化比率) | 経過しているのかを表すもの。比率が高いほど、資産の老 |
| | | 朽化が進んでいることを示す。 |
| 13 | 純資産比率 | 現世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資産を |
| | | どのくらい蓄積しているかを表すもの。 |
| 14 | 受益者負担比率 | 行政コスト計算書の経常収益と経常費用を比較することに |
| | | より、行政サービス提供に対する直接的な負担割合を算出 |
| | | したもの。この比率が高いほど、行政サービスを提供する |
| | | ために発生したコストが受益者負担で賄われていることを |
| | | 示している。 |
| 15 | 実質公債費比率 | 普通会計が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政 |
| | | 規模に対する比率。借入金返済額の大きさを示す。 |
| 16 | 将来負担比率 | 市の全会計のほか一部事務組合、広域連合、地方公社、出 |
| | | 資法人を含め、将来的に負担が見込まれる、負債(借入金) |
| | | の標準財政規模に対する割合。負債が将来財政を圧迫する |
| | | 可能性の大きさを示す。 |
| 17 | 健全化判断比率 | 地公財健法で定める、地方公共団体の財政状況を客観的に |
| 1 / | | では、「は、「は、」とは、「は、」とは、「は、「は、これ」とは、「は、「は、」と、「は、「は、」と、「は、「は、」と、「は、「は、」と、「は、」と、「は、」と、「は、」と、「は、」と、「は、」と、「は、」と、「は、」と、「は、」と、「は、」と、「は、これで、これで、「は、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで |

| | | 表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための |
|----|---------|----------------------------------|
| | | 指標。①実質赤字比率(19)、②連結実質赤字比率(20)、③実質 |
| | | 公債費比率、④将来負担比率の4指標で構成される。 |
| 18 | 資金不足比率 | 公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業 |
| | | の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経 |
| | | 営状態の悪化の度合いを示すもの。 |
| 19 | 実質赤字比率 | 普通会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比 |
| | | 率。収入に対する赤字の割合を示す。 |
| 20 | 連結実質赤字比 | 普通会計及び公営事業会計における実質赤字額の標準財政 |
| | 率 | 規模に対する比率。収入に対する地方公共団体全体の赤字 |
| | | の割合を示す。 |
| 21 | 早期健全化基準 | この基準値をひとつでも超えた場合、議決を伴う「財政健 |
| | | 全化計画」を策定し、自主的な改善努力による財政健全化 |
| | | を行っていくことが必要となる。 |
| 22 | 経営健全化基準 | この基準を超えた場合、超えた企業ごとに議決を伴う「経 |
| | | 営健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による経営健 |
| | | 全化を行っていくことが必要となる。 |